

太田川駅周辺地区
まちづくりニュース
2003.4

おおたがわ

Vol.
25



心ゆたかな快適都市をめざして

平成15年4月
東海市都市建設部
中心街整備事務所

鉄道高架事業本格的にスタート

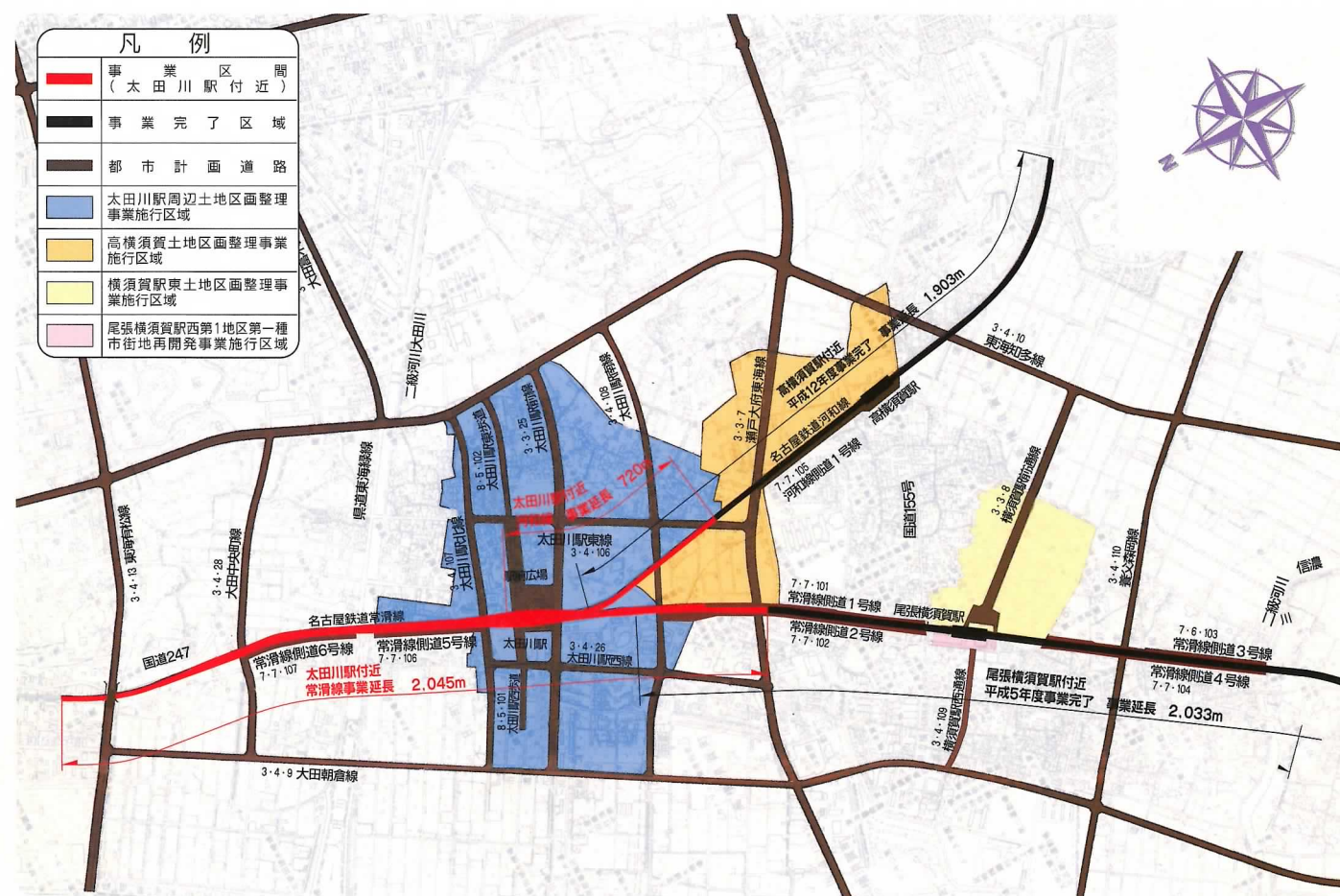
鉄道高架事業の進行状況

平成13年9月に認可された名鉄常滑線・河和線（太田川駅付近）鉄道高架事業は、14年度仮線及び本線用地の借地、買収交渉が本格的に始まり、着実に進められています。

平成15年度は地権者の皆様のご協力を得てすべての用地の目途をつけ順次仮線工事にも着手し、平成17年度の仮線での営業開始を目標に進められます。

住民の皆様には、工事に伴いいろいろご迷惑をおかけすることになりますが、将来の東海市の発展・活性化のためよろしくご理解・ご協力をお願いします。

連続立体交差事業の概要及び計画図



駅名変更アンケート調査結果のお知らせ

昨年9月に実施しました駅名変更アンケート調査の結果は下記のとおりでした。
ご協力ありがとうございました。

現在、市では検討委員会を設置して駅名変更の是非についてアンケート調査を基に各種検討をして頂いております。その結果を参考に市の方向を決定していきます。

1 回答数 1,004件

2 設問毎の集計結果

設問1 太田川駅周辺で連続立体交差事業（鉄道高架）が行なわれていることはご存知ですか

① 知っていた ① 知らなかった
(回答)

	男	女	その他	計	率(%)
① 知っていた	391	426	84	901	89.7
② 知らなかった	30	48	3	81	8.1
未回答	9	9	4	22	2.2
計	430	483	91	1004	100.0

設問2 「太田川駅」の駅名変更について、どのようにお考えですか

① 是非変更したほうがよい ② 変更したほうがよい
③ 現在の駅名でよい ④ どちらでもよい ⑤ わからない

(回答)

	男	女	その他	計	率(%)
① 是非変更したほうがよい	121	56	21	198	19.7
② 変更したほうがよい	54	60	14	128	12.7
③ 現在の駅名でよい	242	342	49	633	63.1
④ どちらでもよい	10	21	4	35	3.5
⑤ わからない	0	2	2	4	0.4
未回答	3	2	1	6	0.6
計	430	483	91	1004	100.0

設問3 設問2で①②を選んだ方は、どのような駅名がふさわしいと思われますか

(回答)

変更駅名ベスト5

1 東海	98
2 東海中央	30
3 東海市	27
4 新東海	17
5 大田川	13



事業の進行状況について

工 事

平成14年度工事では、旧平安殿付近の道路築造、宅地造成、駅前線への雨水管、污水管を埋設しました。その他にも一部路線の道路築造、污水管の埋設工事をしました。平成15年度は、元浜線において下水道課が施行している大田第二雨水幹線に接続する雨水管の埋設、御洲浜、後田地内での道路築造等数力所で工事を予定しております。工事中はご迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。



(前田付近)



(呉天石付近)



建物移転



平成14年度は、24戸の建物移転を行いました。

建物移転は、平成4年9月の事業開始から平成13年度までの151戸を加えて175戸が移転完了となります。

移転対象建物全体では、約24%が移転完了することになります。

平成15年度もできる限り多くの建物移転を進めていく予定ですのでご協力をお願いします。

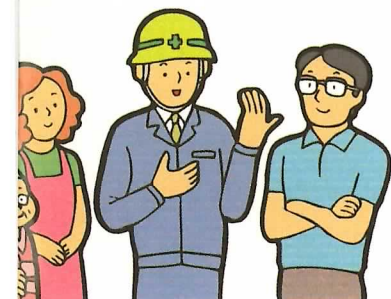
なお、建物移転補償を受けられた方は、基本的には租税特別措置法に基づく課税の特例(5000万円特別控除あるいは代替特例)の適用を受けることができます。



(前田付近)



(旧中心街整備事務所)



土地区画整理審議会委員

土地区画整理法では、皆様の意見をより反映させるため、土地の所有者、借地権者および学識経験者で構成される土地区画整理審議会を設置することが定められています。

土地区画整理審議会委員の任期満了に伴い、平成15年1月12日に法律の定めるところにより、土地の所有者の皆さんから次の10名の方が委員に選出され、2名の方が学識経験を有する委員として選任されました。

平成15年2月13日に開催された、土地区画整理審議会において、委員の互選により会長に森岡克夫さん、副会長に大橋貴哉さんが選出されました。

今後ともよろしくお願いします。

土地区画整理審議会委員

(敬称略・順不同)

土地の所有者から 選ばれた委員	森岡克夫 (会長)	大橋貴哉 (副会長)		
	井上正人	佐藤時一	神野進平	神野博孝
市長の選任した 学識経験委員	伴野 修	坂野智之	安井昭二	山口一男
	佐治立雄	寺田力雄		

(任期5年)

審議会のようす



■工事にご協力を

地区内では整地や道路等の工事を行っております。このため付近の方々をはじめ通行される方にご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いします。



■土地の立ち入りについてのお願い

現在、市では建物等物件調査などの業務を進めています。

この業務のため皆様の所有地に市職員又は委託業者が、立ち入ることがありますが、ご理解とご協力をお願いします。

■建築工事などされる方は、事前に市へご相談ください

まちづくりを進めるためには、皆様のご理解と、ご協力が必要です。建築や工事が無計画・無統制に行われますと、まちづくりの障害となるばかりでなく、計画的なまちづくりをすることができません。

施行地区内で事業計画決定の日(平成4年9月24日)から換地処分の公告の日までの間に、建築行為などをしようとするときは、東海市長の許可が必要です。施行地区内で建築行為などをしようとする方は、事前に中心街整備事務所までご連絡ください。

新事務所案内図



このニュースは、皆様と市が一体となってまちづくりをするための資料です。大切に保存してください。

